

# 海技試験受験に必要な書類

●は必須 ○はケースにより必要

書類名	記入要領／注意事項	筆記	口述
試験申請書(第10号様式)[OCRシート]	氏名・生年月日・性別・本籍等を <b>鉛筆</b> で記入	●	●
試験申請書(二)(第21号様式)	①試験の免除(筆記・科目・身体検査)を受ける方は、「試験の免除」欄に必要事項を記入 ②乗船履歴の特例等を受けようとする方は、学校名、卒業証書番号等を所定欄に記入 ③口述試験を受験する方は必要年数の乗船履歴を記入	●	●
受験票	住所・氏名・生年月日(元号)・性別・年齢を左右とも記入し、 <b>写真2枚(3cm×2.4cm)を貼付</b> ※裏に名前・生年月日を記入	●	●
手数料納付書	筆記試験、身体検査、口述試験ごとに作成し、 過不足のないように収入印紙を貼付(消印はしない)	●	●
戸籍抄本又は本籍地記載の住民票(右欄のいずれか1点)	① <b>本籍地記載</b> の住民票で申請日前1年以内のもの ・個人番号の省略されたもの ②謄本又は戸籍記載事項証明書 ③海技免状及び小型船舶操縦免許証の原本提示	●	●
海技士身体検査証明書(第7号様式) ※平成26年4月以降新様式に変わっています。	船員法施行規則第57条に掲げる指定医師において、試験開始日前6ヶ月以内に受診したもの(裏に名前・生年月日を記入した3cm×2.4cmの写真1枚を貼付。 <b>色覚検査必須</b> 。) ※受取時に結果・証明年月日の記載漏れがないか確認すること。	—	●
海技免状(受有者のみ)	原本提示(原本確認のある写しでも可)	—	●
卒業証明書等(特例該当者のみ)	・養成施設修了者で筆記試験免除及び乗船履歴の特例を受ける方 ・養成修了者の筆記試験免除期間は修了日から15年以内 ①卒業証明書、修了証明書、単位取得証明書等 ②訓練記録簿(平成11年4月1日以降、養成施設に入学した者)	—	●
乗船履歴を証明する書類	・ <b>15年以内の履歴でかつ5年以内の履歴を含む</b> 下記いずれかの書類 ①船員手帳又は船員手帳記載事項証明書 ②その他→※下記(注)参照 ③乗船実習証明書	—	●
無線従事者免許証 船舶局無線従事者証明書	※通信又は電子通信の試験を申請する方 原本提示(原本確認のある写しでも可)	○	—
合格証明書(筆記 科目 身体)	合格した運輸局以外で受験する場合	○	○
返信用封筒(郵送申請の方のみ)	・ <b>受験票返信用</b> 宛先を記載し、切手(定形封筒は94円/定形外封筒は140円)貼付	○	○

(注) 乗船履歴を証明する書類について

- \* 船員手帳のない場合は、乗船履歴証明書、船舶検査証書の写し等
- \* 外国船舶の履歴は、船長サインのある証明に当該国領事館スタンプのある証明書  
または、船長サインのある証明書及び外国船舶派遣届出書の写し
- \* 一括届出雇入れの場合は、船員手帳と会社の乗船履歴証明書と一括届出許可書の写し

- 同時期の定期試験では、級の異同にかかわらず、複数の運輸局で受けられません。  
＜例＞一級(航海)を神戸、三級(電子通信)を関東で受験
- 筆記試験と口述試験を同時に受験される方は、口述試験受験者と同様の添付書類が必要になります。
- 6級海技士(乗船履歴のある方)、電子通信等を受験される方は、口述試験受験者と同様の添付書類(海技免状、乗船履歴証明、身体検査証明書等)が必要です。
- 郵送申請で海技免状・船員手帳等の写しを添付する場合は、運輸局又は海事事務所で正本と照合した旨の証明の押印を受けるか、試験当日原本を持参する必要があります。

国土交通省 神戸運輸監理部 海上安全環境部 船員労働環境 海技資格課

〒650-0042 兵庫県神戸市中央区波止場町1番1号 神戸第二地方合同庁舎内